

## 第5回広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会 会議要旨

1 開催日時 平成25年12月19日(木) 16時～17時

2 開催場所 広島市役所本庁舎14階 第7会議室

### 3 出席者

(1) 委員

秋山委員長、板谷委員、蔵田委員、桑原委員、松村委員

(2) 臨時委員

伊藤委員

(3) 事務局

病院事業管理者、広島市民病院長、舟入病院長、総合リハビリテーションセンター長、リハビリテーション病院長、安佐市民病院長、事務局長、事務局次長、広島市民病院事務長、舟入病院事務長、総合リハビリテーションセンター事務長、安佐市民病院事務室庶務担当課長、経営管理課長、企画担当課長、財務課長、健康福祉局障害福祉課長、保健医療課長、その他担当職員

### 4 議 事

(1) 中期計画(案)について

(2) 業務方法書(案)について

(3) 役員の報酬等の支給基準(案)について

### 5 公開・非公開の別

公開

### 6 傍聴者

一般傍聴者3人

### 7 会議資料

別紙のとおり

### 8 会議要旨

(1) 事務局からの報告

昨日の市議会定例会において、中期目標をはじめとする法人化関連議案が可決されたことについて報告。

(2) 中期計画(案)について

ア 事務局が資料1「中期計画(案)の新旧対照表」及び参考資料1「中期目標・中期計画(案)対照表」を説明。

イ 質疑・意見交換

**[伊藤委員]**

前文の下から5行目の「働きやすい職場環境への改善を図る」とあるが、改善というと、今が悪いのかという感じを強く受ける。構築とか充実とかの方がよいのではないか。

**[事務局（西本企画担当課長）]**

中期目標の前文の中ほどにある「何より、必要な医療スタッフが確保され、意欲的に働ける病院であることが必要である。」という記述を受けて表現したもので、現状において、必要な職員の採用ができていないこともあるので、これからそれをやっつけていこうということで改善という言葉で整理したものである。

**[秋山委員長]**

中期計画（案）に対する修正意見は、本日のところは特にないようであるが、次回、1月中旬に引き続き審議したいと思うので、何かお気づきの点があれば事務局へご連絡いただきたい。

**(3) 業務方法書（案）について**

ア 事務局が資料2「業務方法書（案）について」及び参考資料2「業務方法書の政令市比較」を説明。

イ 質疑・意見交換

**[蔵田委員]**

「業務運営並びに財務及び会計に関する規則」という規則名であるが、他都市では「業務運営等に関する規則」としている都市もあるが、どのように違うのだろうか。

**[事務局（西本企画担当課長）]**

この規則は、自治体で定めることになっている。本市の場合、地方独立行政法人へ移行している市立大学が「業務運営並びに財務及び会計に関する規則」という規則名にしているので、これと同じにしている。

**[秋山委員長]**

業務方法書（案）に対する修正意見は、特にないようであるが、原案どおりということでよいだろうか。

**[全委員]**

異議なし。

**[秋山委員長]**

それでは、業務方法書（案）については、意見なしとさせていただきます。

**(4) 役員の報酬等の支給基準（案）について**

ア 事務局が資料3「役員の報酬等の支給基準（案）について」を説明。

イ 質疑・意見交換

**[松村委員]**

常勤役員の報酬の上限が1,900万円というのは、どのように設定したものか。

**[事務局（西本企画担当課長）]**

法人の理事長は、公営企業法全部適用で運営している市病院事業のトップである病院事業管理者に相当するものであり、現在の病院事業管理者の年収を踏まえて1,900万円以下と設定したものである。

**[松村委員]**

役員等報酬規程の第4条に「常勤の役員の給料月額、通勤手当を除く報酬の合計額が年額1,900万円を超えない範囲で理事長が定める。」とあるが、理事となる病院長は、(職員を兼務する役員であるため)この役員報酬等規程によらず、職員給与規程の適用を受けることになる」と説明があった。

お聞きしたところでは、主任部長から副院長になると、給料が約200万円下がるという実態があるようである。

これから、病院長は権限も責任も大きくなるし、それぞれの病院で体を張って仕事をなさるのであるから、このような逆転現象が起きることがないようにしなければならないと思う。副院長についても考えないといけないが、まずは院長について、十分な手当をお願いしたいと思う。

**[事務局(亀井事務局次長)]**

副院長の給料については、主任部長のときに支給されていた時間外勤務手当がなくなり管理職手当が支給されることになるが、時間外勤務手当の額ほどの管理職手当がでないため、給料が下がるという実態がある。これについては、独法化に合わせて見直しをしたいと考えている。

病院長の給料の水準については、現在、病院事業局の中で、事業管理者や病院長の給料は、それぞれ水準をもって設定をしている。基本的には、この給料水準をもって法人移行後も設定したいと考えている。ただ、独立行政法人になると、色々な手当なども柔軟に見直すことができるので病院の実態なども踏まえながら検討していきたいと思っている。

**[松村委員]**

モチベーションが下がらないようにしていただきたいと思う。

**[秋山委員長]**

どの都市も、給料の額を規程で明確にしているところはないということだろうか。

**[事務局(西本企画担当課長)]**

京都市は「年額1,900万円以内」、堺市は「年額1,800万円以内」、神戸市は「月額114万2千円以下」としている。福岡市は「月額85万円」と定めているが、理事長は病院長が兼ねており、院長の給与として1,900万円程度支給されている。

**[松村委員]**

(法人職員を兼務する役員である病院長の給料について)京都市は、給料規程ではなく役員報酬規程を適用しているのだから、広島市においても、(役員報酬規程を適用して)理事長が理事である病院長の給料を決め、その上で副院長の給料を考えるというようにしたらどうか。

**[事務局(西本企画担当課長)]**

理事長については、福岡市以外、病院長を兼ねているところはないが、堺市や神戸市、福岡市もそうであるが、役員が法人職員を兼務する場合は、基本的には職員の給与規程を適用されており、このような他都市の状況をみながら設定したものである。

**[松村委員]**

私の提案は、広島市も(法人職員を兼務する役員である病院長の給料について)役員報酬規程を適用させたらどうかということである。そうすれば、理事長が柔軟に決めることができるのではないかと。

**[事務局（亀井事務局次長）]**

先ほど、役員報酬の上限が1,900万円という説明の中で、現在の病院事業管理者の給与水準を踏まえながら設定するという事を申し上げた。

現在の給料表は、病院事業管理者の給料をはじめ各病院に応じた給料表となっており、(法人移行後は)理事長をトップにして病院長との差をつけることにはなると思うが、1,900万円を天(上限)にしたものになろうかと思う。

**[桑原委員]**

(福岡市のように)病院長が理事長を兼務するという事も考えると、それなりの評価をしていただかないといけないと思う。

また、京都市や堺市などのように上限が決まっているということについても、どうかと思う。これが一般的なのだろうか。

**[事務局（亀井事務局次長）]**

我々も給料表の適用を受けて、この労働条件の中で働くということになる。役員の場合は、報酬の形になり、理事長という職務に対して法人としてどれだけの報酬を払うかということを確認しておく必要がある。

上限を定めるというのは、理事長が変わった場合に、人によって年齢などの諸条件が変わる可能性があるため、1,900万円以内ということで上限を定めているということである。

**[桑原委員]**

上限を上げるということはないのだろうか。

**[事務局（山本事務局長）]**

長い将来を考えれば検討していかなければならないと思うが、役所の組織から地方独立行政法人に移行することになるので、市の病院事業管理者と同じような仕事になるのであるから、今の給料水準を継続させるという流れである。

将来の検討においても、当然、病院の収支も踏まえて考えていくことになろうかと思う。

**[桑原委員]**

他の都市と比べてどうかという問題も、もちろんあろうかと思うが、それだけのことを給料で保証してやらないといい人材は育たないと思う。独法化するのだから、そのようなことができるのではないかと期待していたが、あまり変わらないようなので残念である。

**[事務局（影本病院事業管理者）]**

独法化しても、市との距離は少し離れるが、つながっている訳である。広島市長が2,100~2,200万円ぐらいであろうと思うが、これが広島市の天(最高)である。1,900万円という額についても、病院事業管理者がこれだけもらっているということではない。

**[松村委員]**

(法人職員を兼務する役員である病院長の給料について)京都市と同じように役員報酬規程を適用しないのかについて、もう少し検討していただく必要があると思う。また、(副院長になると)約200万円下がるという現実を改善していただかないと、職員のモチベーションが上がらないのではないかと。

**[蔵田委員]**

地方独立行政法人法に「評価委員会は、報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて意見を申し出ることができる」と書いてあるが、一般的に見て少ないのではないかと。

退職手当の考え方についても、「月額報酬×在職年数×功績倍率」というのが社会一般的ではないのだろうか。そういう考え方を導入できるかについても検討いただければと思う。

**[事務局（西本企画担当課長）]**

都市によっては、そのようなことを取り入れたところもあるが、そこまで考えていないのは、例えば、広島市全体として、市を定年退職して再就職した方には退職金を出していないということもある。最低限のレベルとして、市の公益法人の役員の退職手当の支給率と同じにしている。

また、この役員報酬等規程は、法人が定め、市長に届け出ることになるが、その際、評価委員会の意見を伺うことになるので、業績等の状況をみながら、今後、検討し、お諮りさせていただければと思う。

**[秋山委員長]**

例えば、理事長の場合、1期目と2期目では違うのか。

**[事務局（西本企画担当課長）]**

1,900万円以内ということになっているので1期目の中途でも変えられる。また、範囲内であれば1期目と2期目を変えるということも可能である。

**[秋山委員長]**

大体意見を出していただいたと思う。

修正が必要かどうかについては分からないが、事務局において、本日の議論を踏まえて対応を検討していただき、私と事務局の方で調整した上で皆さんにご確認いただくという形にさせていただきたい。

**[全委員]**

了承。